

平成19年度

「裁判員制度の円滑な実施のための行動計画」の実施状況

(平成19年4月～平成20年3月)

行動計画	項目	II 裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	1 法務省, 最高裁判所及び日本弁護士連合会で構成する「裁判員制度広報推進協議会」において, 広報・啓発について, 裁判員制度実施までの全体的な計画を策定するとともに, これを具体的に実践するための計画を年度ごとに策定し, これらに基づき協力して計画的・効果的な広報・啓発活動を実施する。また, 各地においては, これまでの取り組みを一層充実させるとともに, 活動内容に応じて, 全国の地方裁判所所在地ごとに裁判所, 検察庁及び弁護士会が設置する「裁判員制度広報推進地方協議会」を活用するなどしつつ, 各地の機関・団体とも緊密な連携を図って広報・啓発活動を推進する。(法務省, 最高裁判所, 日本弁護士連合会)
【実施状況】		
<ul style="list-style-type: none">● 法務省, 最高裁判所及び日本弁護士連合会が協力して, 平成18年度に引き続き, 裁判員制度の意義, 手続の概要, 裁判員の役割等を広く国民に周知させ, 同制度に対する関心を高めるとともに, 国民の不安・負担感を軽減させることを主たる目標として, 効果的・効率的な広報啓発活動を実施した。 また, 全国の地方裁判所所在地ごとに裁判所, 検察庁及び弁護士会が設置する「裁判員制度広報推進地方協議会」を活用するなどして, 法曹三者が連携・協力して地域の実情に即した広報啓発活動を展開した。(法務省, 最高裁判所, 日本弁護士連合会)● 平成19年4月25日, 平成18年12月に実施された内閣府の特別世論調査の結果等を踏まえ, 全国民を対象とした網羅的な, 国民の不安解消に重点を置いた広報の実施を基本方針とする「法務・検察裁判員制度広報啓発全体計画」を策定した。同計画においては, 法曹三者による統一的広報を推進するとともに, 検察庁の職員が企業や地域の集まりなどに赴き, 国民に裁判員制度について直接説明する「草の根広報」を重点的活動と位置づけ, 平成19年度・同20年度の2年間で全国で合計1万2,000回を実施すること, 地方自治体, 各種団体等の協力を得ることにより, 全国		

民を対象とした広報を実施することなどを定めた。(法務省)

【今後の予定】

- 裁判員制度広報推進協議会(法務省, 最高裁判所, 日本弁護士連合会)において策定した平成20年度裁判員制度広報・啓発計画に基づき広報活動を実施する。(法務省, 最高裁判所, 日本弁護士連合会)
- 引き続き「法務・検察裁判員制度広報啓発全体計画」に基づき, 幅広い協力を得ながら, 重点的活動である「草の根広報」を精力的に実施するとともに, 地方自治体, 各種団体等の協力を得ることにより, 全国民を対象とした広報を実施する。(法務省)
- 引き続き, 参加に消極的な国民に対して, その関心や不安に応じて具体的な情報を提供するなど, きめ細かい広報企画等を広範に展開するとともに, 制度実施を翌年に控え, 国民の現実的関心が高まる時期に当たることを踏まえ, 広く国民に対し, 裁判員制度に対する現実的関心を喚起することを目的とした情報発信を行い, 具体的な情報を提供する広報企画等に誘導する。(最高裁判所)
- 日本弁護士連合会内に設置した裁判員制度実施本部の取組等をより一層充実させ, 法務省, 最高裁判所と連携しつつ, 法曹三者の広報・啓発活動を推進するとともに, 弁護士会独自の広報計画を策定し, 推進する。(日本弁護士連合会)

	項目	Ⅱ 裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
行動計画	具体的施策	2 国民が裁判員として刑事裁判に参加することの意義, 裁判員の選任の手續, 事件の審理及び評議における裁判員の職務等について具体的かつ分かりやすく説明したリーフレット及びパンフレットを作成し, 地方自治体等とも連携しつつ全国で配布するほか, 広報用ポスターを作成し全国で掲示するなどして, 国民の裁判員制度に対する認知度と関心を高め, 理解を深めるための広報活動を行う。リーフレット及びパンフレットについては, 関係機関, 関連団体の窓口等で配布するほか, 全国の世帯に配布するよう努める。(法務省, 最高裁判所, 日本弁護士連合会)

【実施状況】

- 平成19年10月1日、全国の地方新聞47紙の朝刊に、法曹三者連名による裁判員制度に関する広告を掲載し、各地で開催されるイベント等を広報するとともに、各地の法曹三者のトップが地域住民に裁判員制度への理解と協力を呼びかけるメッセージを寄せた(Ⅱ-9)。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)
- 平成19年10月28日、全国紙5紙及び地方紙・ブロック紙39紙に、裁判員制度に対する国民の不安や疑問のうち代表的なもの5つに応える内容の広告を、また、平成20年1月27日、全国紙5紙及び地方紙・ブロック紙39紙に、裁判員に選ばれるまでの流れや選ばれた場合の1日のスケジュールについて、イラストを用いて分かりやすく説明する内容の広告を、それぞれ法曹三者連名により掲載した。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)
- 平成20年2月下旬から、最高裁判所が新聞広告等で使用した有名タレントを起用した図柄を活用し、法曹三者連名で、全国公共交通機関主要駅への駅貼り、主要路線車内への中吊り等の交通広告を実施した。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)
- 有名タレントを起用し、最高裁判所が実施した新聞広告等の図柄を活用したポスターを計23万5,000部作成し、全国の裁判所、検察庁及び弁護士会のほか、地方公共団体や各種団体等に広く送付するなどして、全国的に掲示された。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)
- 平成19年8月及び平成20年2月に、裁判員等選任手続や辞退事由等の最新の情報を踏まえた法曹三者連名のパンフレット改訂版を計384万部作成、配布した。同パンフレットは、全国の裁判所、検察庁及び弁護士会のほか、地方公共団体や各種団体等に広く送付するとともに、全国各地の説明会や各種イベント等において幅広く配布した。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)
- 月刊雑誌「論座」(平成19年10月号・11月号)「あなたが裁判員になる日」において日本弁護士連合会会長、検事総長、最高裁判所事務総長による座談会の模様が掲載された。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)
- 平成19年10月、最高裁判所において制作したイラスト入りパンフレットのデータを活用して、同パンフレットを作成し(20万部)、全国の検察庁が実施している説明会等で広くこれを配布した。(法務省)
- 平成20年3月、全国の検察庁が実施している説明会等で広く配布するため、最高裁判所において改訂した企業経営者向けのパンフレットのデータを活用して、同パンフレットを220万部作成した。(法務省)
- 裁判員規則、辞退事由政令の制定に加え、これまで積み重ねた検討により裁判員裁判のあり方や手続の運用が相当具体化したことを踏まえ、裁判員制度や刑事裁判について、ストーリーを設定した上で具体的・詳細に解説した小冊子(「裁判員

制度ナビゲーション」)を20万部作成し、全国の裁判所に配布した。(最高裁判所)

- 若い世代を対象にQ&A形式でイラストを用いて分かりやすく裁判員制度を解説したイラスト入りパンフレットにつき、平成19年9月、裁判員規則の内容を盛り込んだ補訂版を25万部作成し、裁判所が開催した行事の参加者等に配布したり、映画予告編広告を上映する映画館(Ⅱ-3)で来館者に配布した。

また、平成19年12月、同パンフレットの電子データを格納したCD-ROMを作成し、全国の自治体等に送付し、広報誌等への掲載を依頼した。(最高裁判所)

- 勤労者が裁判に参加しやすい職場の環境作りを求めること等を内容とする企業経営者向けのパンフレットを改訂し、裁判員に選任されるまでの手続の流れについて、イメージ図を用いながら分かりやすく説明するとともに、仕事を理由とする辞退について詳しく説明し、Q&Aを充実させるなど新たな情報を盛り込んで20万部作成し、裁判所が開催した行事の参加者や経営者団体、各企業等に配布した。(最高裁判所)

- 日本弁護士連合会会紙「日弁連新聞」(平成20年1月号)では「カウントダウン裁判員」、機関誌「自由と正義」(平成20年2月号)では「変わる刑事裁判—裁判員制度施行に向けて—」と称して連載を開始し、会員に対し、同制度導入にあたっての理解・準備の促進を図った。(日本弁護士連合会)

- 第一法規出版社のホームページにある「Monthly Interview」の第21回(平成20年1月)に裁判員制度に関する日本弁護士連合会会長のインタビュー記事が掲載された。(日本弁護士連合会)

- 裁判員マンガ「裁判員になりました—疑惑と真実の間で—」と「裁判員になりましたPART2—量刑のゆくえ—」(原作:毛利甚八 作画:幡地英明)をそれぞれ平成19年3月と10月に発行した。平成20年2月現在、それぞれ12万部及び3万部を発刊している。また、本発行物を会員の母校に送る運動も行っており、積極的な配布活動を展開している。これらは、全国の書店及び弁護士会においても購入ができる。(日本弁護士連合会)

- 裁判員マンガ「裁判員になりました—疑惑と真実の間で—」の制度の解説部分を活用し、独自パンフレットを4万部作成し各弁護士会やイベントにおいて配布をした。(日本弁護士連合会)

- 平成20年1月21日、BS朝日「お昼のニュースアクセス」のシリーズ裁判員制度 vol.9に酒井幸会員(東京弁護士会)が出演し、法廷用語の日常語化および法廷弁護技術に関する研修など弁護士会の取組について解説した。(日本弁護士連合会)

- 平成19年12月、「法廷用語の日常語化に関するPT最終報告書」を取りまとめ、裁判員裁判で利用されるであろう61の用語を分かりやすく理解してもらうための言い換えや説明例を公表した。(日本弁護士連合会)

【今後の予定】

- 引き続き、パンフレット・ポスター・小冊子等を作成・配布等するとともに、新聞広告、交通広告等のマスメディア等を活用した広報を行う。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)
- 裁判員マンガ「裁判員になりましたPART2ー量刑のゆくえー」掲載の実践的ガイド部分を抜き出してこれまでの独自パンフレットと一体化したものを作成し、全国の弁護士会、学校等一般に配布する。(日本弁護士連合会)
- 引き続き、裁判員マンガ(PART1・2)の配布等を行う。(日本弁護士連合会)
- 「法廷用語の日常語化に関するPT最終報告書」を編集し、平成20年4月に市民向け「やさしく読み解く 裁判員のための法廷用語ハンドブック」と、法律家向け「裁判員時代の法廷用語ー法廷用語の日常語化に関する PT 最終報告書」の2冊の本として出版する。(日本弁護士連合会)

行動計画	項目	Ⅱ 裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	3 裁判員の参加する刑事裁判について国民が具体的に理解でき、かつ、刑事裁判への参加の意義を実感できる内容の広報用ビデオを作成し、移動・出前教室の機会を利用し、あるいは大学等の協力を得てこれを上映するほか、全国の学校、図書館、公民館等に備え置いて上映・貸出を行うよう要請するなど、映像媒体を利用した広報・啓発活動を推進する。(法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会)

【実施状況】

- 平成19年7月、「法務・検察裁判員制度広報啓発全体計画」(Ⅱ-1)を受け、国民の不安を解消することを目的とし、説明会等草の根広報での活用が容易な短時間のアニメーションを制作することとし、人気マンガのキャラクターを活用した「総務部総務課山口六平太裁判員プロジェクトはじめます！」を、最高裁判所及び日本弁護士連合会の協力を得て、制作した(DVD10万部、VHS5,000部)。同アニメーションは、全国の検察庁において、説明会や各種イベントの際などに上映したほか、広く配布等するとともに、内閣府の協力を得て、政府インターネットテレビを通じて全国に配信した。(法務省)
- 平成17年度に制作した広報ドラマ「裁判員制度ーもしもあなたが選ばれたらー」(中村雅俊監督、西村雅彦主演)につき、引き続き全国の検察庁において、説明会

や各種イベントの際などに上映したほか、広く配布等した。(法務省)

- 上記広報ドラマ「裁判員制度ーもしもあなたが選ばれたらー」(中村雅俊監督, 西村雅彦主演)を, 公民館等で上映・貸出を実施した。(文部科学省)
- 法務省及び日本弁護士連合会の協力を得て, 比較的複雑な事件を素材に, 裁判員裁判における審理のイメージを伝えることに重点を置いた裁判員制度広報用映画「審理」を企画・制作し, VHSを計4,000本, DVDを計5万枚, それぞれ作成し, 全国の裁判所に配布した。また, 同映画を題材としたパンフレット, ポスター及びチラシを制作し, 全国の裁判所に配布した。(最高裁判所)
- 平成17年度に制作した裁判員制度広報用映画「評議」のDVDを計4万枚, 同映画を題材としたパンフレットを計10万部, 平成18年度に制作した裁判員制度広報用映画「裁判員～選ばれ, そして見えてきたもの～」のDVDを計4万枚, 同映画を題材としたパンフレットを計10万部, 同年度に制作した裁判員制度広報用アニメーション「ぼくらの裁判員物語」のDVDを計2,000枚, それぞれ増刷し, 全国の裁判所等に配布した。(最高裁判所)
- 平成18年度に制作した映画予告編広告用の映像を, 平成19年12月から平成20年1月にかけて, 全国約100の劇場, 約240のスクリーンで上映した。(最高裁判所)
- 昨年度に引き続き, 裁判員広報ビデオ「裁判員～決めるのはあなた」を販売した。(日本弁護士連合会)

【今後の予定】

- 引き続き, 広報ドラマ及び広報アニメーション(VHS, DVD)の上映・貸出・配布等を行う。(法務省, 文部科学省)
- 平成19年度文部科学白書に, 社会教育施設等における裁判員制度等に関する教育・啓蒙活動の推進について取り上げる。また, 法務省が全国の中学・高校・大学(短大を含む。), 公民館, 図書館等に送付したリーフレット(広報DVD付き)等が適切に活用されるよう関係会議等の機会に促す。
- 引き続き, 広報用映画を活用し, 国民に評議, 選任手続, 審理の具体的なイメージを伝える広報活動を行う。(最高裁判所)
- 平成20年11月に裁判員制度をテーマとして開催が予定されている「第23回司法シンポジウム」に向けて, 裁判員裁判に関する映像作品の制作を検討中。(日本弁護士連合会)

行動計画	項目	Ⅱ 裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	4 裁判員制度について具体的かつ分かりやすく紹介するウェブ・サイトを設け、同サイトを使って広報用ビデオの配信を行ったり、国民からの質問・要望等に答えたり、関連サイトとのリンクを設定するなど、コンテンツの充実等に努め、インターネットを活用した広報活動を推進する。(法務省, 最高裁判所, 日本弁護士連合会)

【実施状況】

● 法務省のホームページに設けられた裁判員制度専用のコーナーのコンテンツを見直して、より分かりやすく親しみやすい内容となるよう改編を行い、裁判員制度の紹介のみならず、各種行事の実施に関する事前周知、法務省・検察庁による各種広報啓発活動状況等を随時更新しつつ掲載するとともに、引き続き、ホームページで問い合わせ先を公開し、メールや電話で寄せられる質問に対応するなどした(平成19年4月から平成20年1月までの間にアクセス数約20万件)。

また、広報用アニメーション「総務部総務課山口六平太裁判員プロジェクトはじめます！」(Ⅱ-3)を配信している政府インターネットテレビへのリンクを設定するなどしてコンテンツの充実に努めた。(法務省)

● 裁判員制度専用のウェブサイト上に、新たに裁判員制度広報用映画「裁判員～選ばれ、そして見えてきたもの～」(Ⅱ-3)及び裁判員制度広報用アニメーション「ぼくらの裁判員物語」(Ⅱ-3)の動画コンテンツを追加した(字幕版を含む)。また、裁判員制度Q&Aのコーナーにおいて、平成18年度に開催した全国フォーラムにおけるアンケートで多く寄せられた疑問等に対する回答、平成19年7月に公布された裁判員規則の内容を盛り込むなど、その内容を随時更新して充実させ、さらに、このウェブサイトへの誘引を図るため、インターネットバナー広告を実施した。(最高裁判所)

● 平成19年10月に、特設サイトを開設し、国民層ごとに、その関心に応じたQ&Aを整理したり、各地のイベント情報へ容易にアクセスできるコーナーを設けるなど、上記ウェブサイトとは異なる切り口で、裁判員制度に関する情報を提供した。(最高裁判所)

● 平成18年11月に開設した裁判員制度携帯電話サイトについて、随時情報を更新して、裁判員制度に関する最新の情報を国民に伝えた。(最高裁判所)

● 平成19年2月から開始した裁判員制度メールマガジンを、平成19年4月から平成20年3月までに9回配信した。(最高裁判所)

● 昨年度に引き続き、日弁連ホームページに「裁判員制度」コーナーを設け、制度の解説及び日本弁護士連合会の取組状況について紹介した。(日本弁護士連合)

会)

【今後の予定】

- 引き続き、内容を充実させながらホームページにより情報を発信するとともに、メールや電話で寄せられる国民からの質問・要望等に的確に対応していく。(法務省)
- 引き続き、ウェブサイト、携帯電話サイト及びメールマガジンを充実させ、国民の関心、不安に応じた情報を提供する。(最高裁判所)
- 引き続き、日弁連ホームページ「裁判員制度」コーナーにつき、随時更新し、さらにコンテンツを充実させる。(日本弁護士連合会)

行動計画	項目	Ⅱ 裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	5 裁判員制度をテーマとする政府広報を適時適切に行い、裁判員制度に関する広報を推進する。法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会は、政府広報の内容がより充実したものとなるよう協力する。(内閣府、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)

【実施状況】

- テレビ定時番組「新ニッポン探検隊！」(平成19年4月8日放送分)において、「裁判員制度…あなたが選ばれる日！」と題して放送した。(内閣府、法務省)
- テレビ定時番組「Just Japan」(平成19年4月28日放送分)において、「あなたも裁判員になる！」と題して、裁判員制度が取り上げられ、最高裁判所事務総局刑事局参事官が出演した。(内閣府、最高裁判所)
- テレビ定時番組「峰竜太のナッ得！ニッポン」(平成19年5月14日放送分)において、「あなたも裁判員！その時どうする！！～裁判員制度～」と題して、弁護士の出演により放送した。(内閣府、法務省)
- テレビ定時番組「キク！みる！」(平成19年9月14日放送分)において、「スタートします 裁判員制度」と題して放送した。(内閣府、法務省)
- 「平成21年「裁判員制度」スタート」を内容とする新聞突出し広告を、読売新聞(19年10月1日付)及び日本経済新聞(平成19年10月7日付)に掲載した。(内閣府、法務省)
- 「平成21年裁判員制度開始！国民の皆さんが刑事裁判に参加します」を内容とするインターネットサイトテキスト広告を、「YOMIURI ONLINE」(平成19年10月1～7日)に掲載した。(内閣府、法務省)

- テレビ定時番組「ドゥ！JAPAN」(平成19年10月4日放送分)において、「はじまります！裁判員制度」と題して、内閣官房司法制度改革推進室参事官及び京都大学大学院法学研究科教授の出演により放送した。(内閣府, 法務省)
- テレビ定時番組「ご存じですか」(平成19年10月5日放送分)において、「体験してください裁判員制度」と題して、千葉地方検察庁総務部長の出演により放送した。(内閣府, 法務省)
- 政府インターネットテレビにおいて、『「大臣のほんね」鳩山邦夫法務大臣』の中で裁判員制度について取り上げ、平成19年11月22日から配信している。(内閣府, 法務省)
- ラジオ定時番組「栗村智のHAPPY！ニッポン！」(平成19年11月24日放送分)のお知らせのコーナーで取り上げた。(内閣府, 法務省)
- 障害者向け広報として発行した音声広報CD「明日への声」及び点字広報誌「ふれあいらしんばん」(平成20年1月)でそれぞれ取り上げた。(内閣府, 法務省)
- 政府インターネットテレビにおいて、平成19年9月13日から「総務部総務課 山口六平太 裁判員プロジェクトはじめます！」(法務省制作)を配信している。(内閣府, 法務省)

【今後の予定】

- 引き続き、裁判員制度をテーマとする政府広報を適時適切に行い、法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会は実施に当たり積極的に協力する。(内閣府, 法務省, 最高裁判所, 日本弁護士連合会)
- 裁判員制度実施本部にて協力体制を整備済みであり、法務省及び最高裁判所からポスター、パンフレット、映画等の政府広報の協力依頼があった際には積極的に検討、協力する。(日本弁護士連合会)

行動計画	項目	II 裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	6 法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会の協力の下に、裁判員制度をテーマとするタウンミーティングを適時に開催し、裁判員制度についての周知を図るとともに、国民の意見や要望に幅広く耳を傾け、裁判への具体的施策参加に対する不安解消等に努める。(内閣府, 法務省, 最高判所, 日本弁護士連合会)

【実施状況】

- 裁判員制度についての周知を図るとともに、国民の意見や要望に幅広く耳を傾け、裁判への参加に対する不安等を解消するため、各都道府県において小規模な説明会等を多数回実施した。(法務省, 最高裁判所, 日本弁護士連合会)

【今後の予定】

- 裁判員制度についての周知を図るとともに、国民の意見や要望に幅広く耳を傾け、裁判への参加に対する不安等を解消するため、引き続き、説明会等を開催し、国民の意見や要望等にきめ細やかに対応する。(法務省, 最高裁判所, 日本弁護士連合会)

行動計画	項目	Ⅱ 裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	7 裁判官、検察官及び弁護士が参加して広く国民と対話するイベントを全国各地で開催し、国民の裁判員制度に対する意識を把握しつつ、裁判員制度の意義や裁判員の役割等を分かりやすく説明することにより、裁判員制度に関する啓発を推進する。(法務省, 最高裁判所, 日本弁護士連合会)

【実施状況】

- 全国の検察庁において、裁判所及び弁護士会とも連携しつつ、地方公共団体や各種団体等の協力を得、「法務・検察裁判員制度広報啓発全体計画」(Ⅱ-1)に沿って、説明会等の「草の根広報」を実施した(平成19年4月から12月までの間で約9,480回実施し、対象人数は約42万8,000人)。(法務省)
- 全国の検察庁において、裁判所及び弁護士会とも連携しつつ、広報用模擬裁判等の各種イベントを開催したほか、地元のスポーツ大会やお祭りなどに参加し、裁判員制度への協力を呼びかけるなどした。また、法務省・検察庁において、平成19年6月3日、「赤れんがまつり」を開催し、さらに、法の日週間における集中広報の際にも、法務省・検察庁の取組みの一環として、同年10月6日に「赤れんが秋まつり」を開催した。いずれも、「模擬裁判ーみんなで判決」、「検事総長と語ろう会」等を通じて、裁判員制度への協力を呼びかけるなどした(6月3日の入場者数は約2,500人、10月6日の入場者数は約1,800人)。(Ⅱ-9)(法務省)
- 法務省及び日本弁護士連合会の協力を得て、平成19年9月から平成20年3月にかけて、各地の裁判所で、来場者との間で、双方向性の高い実質的な質疑、意見交換を行うことができる程度(参加者50人~100人規模)の小規模な企画(映画上映会、模擬評議体験等)を全国で約300回実施した。

また、裁判員制度についての説明会、裁判官や裁判所職員が出張して制度を解説する出張講義や具体的に刑事裁判のイメージを持ってもらうための模擬裁判を実施した(平成19年4月から11月にかけて約4,000回実施し、参加人数は合計16万7,000人余り)。(最高裁判所)

- 昨年度に引き続き、学校、市民団体が主催する裁判員制度に関する勉強会やイベントに講師を派遣した。(日本弁護士連合会)
- 先述(Ⅱ-5)の日本弁護士連合会ホームページ「裁判員制度」コーナーに、各弁護士会を通じ、裁判員制度に関する勉強会、イベントに弁護士を講師として派遣する旨記載し、「出張講座」の案内を行った。(日本弁護士連合会)
- 平成19年10月19日、中部弁護士会連合会の主催でシンポジウム「裁判員制度における評議方法について」を開催した。(日本弁護士連合会)

【今後の予定】

- 引き続き、説明会や各種イベントの開催等を行う。(法務省)
- 引き続き、国民の不安等に応じた情報をきめ細かく提供するため、説明会やイベントなどを開催する。(最高裁判所)
- 各弁護士会等を通じて講師派遣依頼に対する対応体制は既に整備済みであり、今後積極的に全国の弁護士会へイベントの開催を働きかける。また、日本弁護士連合会としてもイベントの企画を検討する。(日本弁護士連合会)
- 平成20年11月に開催予定の「第23回司法シンポジウム」では「裁判員制度」をテーマとすることが決定しており、制度実施直前のこの時期に、国民に向けて、裁判員制度の趣旨を理解し参加することに自信を持っていただくための企画を検討中である。(日本弁護士連合会)

行動計画	項目	Ⅱ 裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	8 裁判員の参加する刑事裁判の手續等について国民が具体的なイメージを持ち得るような広報用模擬裁判を全国で開催し、裁判員制度に関する啓発を行う。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)

【実施状況】

- 全国の裁判所，検察庁及び弁護士会において，広く一般国民の参加を得て，模擬裁判を実施した。（法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会）
- 京都弁護士会では，平成19年4月14日，シンポジウム「現職弁護士たちによる裁判・評議劇『真実の行方』～あなたの意見が評議を変える」を開催し，約500名の市民の参加があり，日本弁護士連合会としても周知を行った。（日本弁護士連合会）
- 東京弁護士会，第一東京弁護士会，第二東京弁護士会の共催で，平成20年3月14日，15日，日本弁護士連合会が平成20年11月に開催する「第23回司法シンポジウム」のプレシンポジウムとして裁判員劇「東京地裁刑事第201号法廷～平成21年・あなたが裁判員 彼に殺意はあったのか？」を開催した。（日本弁護士連合会）

【今後の予定】

- 法曹三者において，引き続き，広報用模擬裁判を実施する。（法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会）

行動計画	項目	Ⅱ 裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	9 「法の日」記念行事，地方自治体主催の各種行事に参加し，その機会を利用して，積極的に裁判員制度の広報活動を行う。（法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会）

【実施状況】

- 平成19年10月1日から7日までの「法の日週間」を中心に，全国の法曹三者が共同して各種イベント等を次のとおり集中的に実施した。（法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会）
 - (1) 10月1日，社団法人日本記者クラブにおいて，最高裁判所長官，同事務総長，日本弁護士連合会会長，検事総長による共同記者会見を行い，裁判員制度への理解と協力を呼びかけた。
 - (2) 10月1日，最高裁判所，法務省，最高検察庁及び日本弁護士連合会の共催により，都内のホールにおいて，「法の日」週間記念行事「知ってなるほど！裁判員」を開催した。
 - (3) 10月1日から3日間の日程で，東京地方裁判所において，東京地方裁判所，東京地方検察庁，東京三弁護士会と連携して，模擬選任手続及び模擬裁判を

実施してこれをマスコミに公開し、広く報道された。

- (4) 各地の裁判所、検察庁及び弁護士会において、模擬裁判等の各種イベントの開催、ラジオ番組等への出演、知事等への表敬訪問等の様々な広報啓発活動を全国的に一斉に実施し、それらがマスコミを通じて報道された。
- (5) 10月1日、全国の地方新聞47紙の朝刊に、法曹三者連名による裁判員制度に関する広告を掲載し、上記の各地のイベント等を広報するとともに、各地の法曹三者のトップが地域住民に裁判員制度への理解と協力を呼びかけるメッセージを寄せた(Ⅱ-2)。

- 法の日週間集中広報における法務省・検察庁の取組の一環として、平成19年10月6日、「赤れんが秋まつり」を開催した。「模擬裁判ーみんなで判決」、「検事総長と語ろう会」等を通じて、裁判員制度への協力を呼びかけるなどした(来場者数約1,800人)(Ⅱ-7)。(法務省)
- マスコミ各社に対し、法の日週間における集中広報の趣旨について周知したところ、マスコミ各社においても、法の日週間に裁判員制度に関する報道等の企画を行ったが、その取材等に全面的に協力した。その結果、マスコミ各社で裁判員制度に関する各種の報道がなされたのを始め、平成19年10月1日には、検事総長がラジオ番組に生出演して裁判員制度への協力を呼びかけたほか、テレビのバラエティー番組でも裁判員制度が取り上げられ、現職検事が出演するなどした。(法務省)
- 全国の検察庁で、地方自治体等が主催する各種行事に参加し、制度説明を行ったり、パンフレット等を配布するなどした。(法務省)

【今後の予定】

- 平成20年10月1日からの法の日週間は、裁判員候補者名簿記載通知の発送に間近に控え、国民の裁判員制度に対する関心も顕著に高まる時期である。そこで、この期間を平成20年度の広報の山場ととらえ、法曹三者が協力して、この時期に全国各地で集中的にイベント等を実施するとともに、他の広報企画も、これと連動させるなどして、効果的・効率的な広報活動となるよう取り組む。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)

行動計画	項目	Ⅱ 裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	10 関係機関、関連団体等の窓口等において、裁判員制度に関するポスターの掲示やリーフレット及びパンフレットの配布等を行うとともに、関係機関、関連団体等の主催する行事に

		<p>において広報資料を配布するなどの広報活動を行う。特に、刑事司法の重要な一翼を担っており裁判員の参加する刑事裁判に深い関わりを有する警察においては、都道府県警察本部、警察署及び警察関連団体の窓口等において、上記ポスターやリーフレット等を活用した積極的な広報を行うとともに、警察又は警察関連団体が主催する行事においても、広報資料を配布するなどの広報活動を積極的に行う。また、都道府県教育委員会等を介して、各地の図書館など社会教育施設等において、広報資料の配布等を行う体制を構築・運用する。(警察庁、文部科学省、関係省庁等)</p>
--	--	--

【実施状況】

- 昨年度に引き続き、各都道府県警察本部、その管下警察署、運転免許試験場等において、裁判員制度の広報用ポスターを見やすい場所へ掲示したほか、リーフレットを活用するなどして、一般来訪者に対する積極的な広報に努めた。(警察庁)
- 各都道府県警察本部及び管下警察署等に配布してある法務省作成の広報用ビデオ(DVD)を、職員に対する教養に活用するとともに、各公安委員会や警察署協議会等において上映するなどして、積極的な広報に努めた。(警察庁)
- 公民館パンフレット「あなたの町の公民館づくり」を作成し、裁判員制度について取り組んでいる地域について紹介した(IV-3, IV-4)。(文部科学省)
- 都道府県生涯学習・社会教育主管部課長会議(文部科学省主催、平成19年9月18日開催)等において、上記公民館パンフレット等を配布した(IV-3, IV-4)。(文部科学省)
- 公民館職員専門講座(文部科学省主催)において、法教育・裁判員制度の周知を行った。(文部科学省)
- 平成19年5月24日、25日の小・中学校各教科担当指導主事連絡協議会及び同月31日、6月1日の高等学校各教科担当指導主事連絡協議会において、裁判員制度等の資料を配布するとともに、昨年度実施した「法教育」に関する実践研究について紹介した(IV-1, IV-2)。(文部科学省)
- 平成19年5月に法務事務次官より各省庁宛に発出された裁判員制度の広報啓発活動に関する通知(協力依頼)(Ⅲ-1)を受け、各都道府県・政令指定都市教育委員会、国公立大学、独立行政法人等の計1,428か所に対して、法務省・検察庁等への裁判員制度の広報啓発活動の協力をより一層進めるよう、事務連絡を発出した。(文部科学省)
- 自治大学校で実施している第1部課程(都道府県・市職員を対象)において、法務省裁判員制度啓発推進室の担当官がレジメやパンフレットを基に講義を実施した(平成19年7月18日及び平成20年1月23日)。

また、広報用ビデオについても常時貸出しを実施している。(総務省)

- 平成19年5月に法務事務次官より各省庁宛に発出された裁判員制度の広報啓発活動に関する通知(協力依頼)(Ⅲ-1)を受け、本省及び地方支分部局の職員に対して、法務省より提供していただいたパンフレットを活用して周知を行った。また、関係業界及び関係団体に対して、全国の傘下会員等への周知を要請する文書を送付した。(財務省)

【今後の予定】

- 引き続き、都道府県警察本部、警察署及び交通安全協会等の窓口等における広報資料を活用した積極的な広報を継続するとともに、警察等が主催する行事においても、広報資料を配布するなどの広報活動を積極的に行う。(警察庁)
- 今後、主催する関連会議、各種研修会等の機会に、法教育に関する資料等を配付し、普及を図る(Ⅳ-3, Ⅳ-4)。(文部科学省)
- 自治大学校における来年度の講義について、関係機関から依頼があれば検討する。(総務省)

行動計画	項目	Ⅱ 裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	11 各種世論調査、モニター調査等の手法を用いて国民の意識調査を適宜行うことにより、裁判員制度の広報・啓発活動の効果の的確な把握に努め、その結果を関係省庁等と共有するとともに、必要に応じて広報・啓発計画に修正を加え、広報内容についても再吟味するなど、国民への周知の度合い等に応じた的確な広報を行う。(内閣府、法務省、関係省庁等、最高裁判所、日本弁護士連合会)
【実施状況】		
<ul style="list-style-type: none"> ● 平成18年12月に内閣府において実施した「裁判員制度に関する特別世論調査」の結果等を踏まえ、全国民を対象とした網羅的な、国民の不安解消に重点を置いた広報の実施を基本方針とする「法務・検察裁判員制度広報啓発全体計画」を策定し(Ⅱ-1)、それに基づいた広報を実施した。(法務省) ● 説明会(Ⅱ-7)や「法の日」週間記念行事(Ⅱ-9)、「赤れんがまつり」(Ⅱ-9)等の各種行事において、来場者を対象としたアンケート調査を実施し、裁判員制度に対する国民の意識や、広報啓発活動の浸透・活動の在り方に関する要望等の把握に努めるとともに、その結果を踏まえた広報活動を行った。(法務省) 		

- 上記特別世論調査の結果等を踏まえ、国民が抱く具体的な不安や疑問等に応じた情報をきめ細かく提供し、その不安や疑問等を解消して、参加意欲の向上を図ることを目的とする広報活動を実施した。

また、地方裁判所の管轄区域別に、住民の裁判員制度に関する知識や参加意欲等について正確なデータを把握し、これまでの広報活動の成果を確認するとともに、今後の広報活動に活用することを目的として、全国計1万500人を対象にアンケート調査を実施した。(最高裁判所)

【今後の予定】

- 引き続き、様々な機会を捉えて、アンケート調査等を実施し、国民の意識や、広報啓発活動の浸透度・活動の在り方に関する要望等の把握と分析に努め、その結果を踏まえた広報活動を行う。(法務省、最高裁判所)
- 各世論調査、モニター調査等の結果について、弁護士会独自の視点から分析を行い、的確な広報・提言を検討する。(日本弁護士連合会)

行動計画	項目	Ⅲ 司法参加のための環境の整備
	具体的施策	1 経営者団体、個別企業、職能団体、消費者生活団体、各種協同組合連合会等に対して、裁判員制度の意義等を説明するとともに協力依頼を行うことにより、これらの団体の構成員が裁判員として刑事裁判に参加しやすい環境が整備されるよう努める。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)

【実施状況】

- 各地の裁判所、検察庁及び弁護士会において、裁判員制度広報推進地方協議会を活用するなどし、法曹三者が連携して、各地の経営者団体や個別企業等の各種団体に対し、説明会を開催するなどして、裁判員制度の意義及び内容を説明し、制度に対する理解を求めるとともに、勤労者等が裁判員として参加しやすい環境整備に向けての協力を要請するなどした。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)
- 「法務・検察裁判員制度広報啓発全体計画」を受け(Ⅱ-1)、説明会実施を始めた裁判員制度の広報啓発活動についての協力を得るため、平成19年5月9日、法務事務次官より全府省庁の事務次官等に対し、協力依頼を行った。さらに、同月22日の閣議においても、法務大臣が各大臣に対し、裁判員制度広報啓発活動への協力を要請する旨発言し、総理大臣からは、制度を円滑に実施するためには内

閣を挙げて広報啓発活動に取り組む必要があるとの発言がなされた。これらを受け、各府省庁が地方公共団体及び合計約4,000の所管団体等に対し、裁判員制度の広報啓発活動に対する協力を依頼した。

さらに、必要に応じて、これらの団体等を最高検察庁検事が訪問し、直接、協力を依頼するなどし、これらの団体等の協力を得て、各地において順次説明会を開催するなどした。(法務省)

- 最高裁判所及び各地の裁判所は、経営者団体等の各種団体や個別企業に対し、様々な機会をとらえて積極的に説明・講演を行ったほか、最高裁判所において、日本商工会議所が発行している会員向け新聞紙「会議所ニュース」に、裁判員の職務、分かりやすく迅速な裁判実現に向けた取組、裁判員選任手続や辞退事由の判断のイメージなどについて、経営者や事業主が持っている関心や不安にできるだけ応える内容の連載記事を掲載した(平成19年9月から同年11月にかけて、計6回掲載)。

また、各地の裁判所では、模擬裁判等への協力依頼のために経営者団体や個別企業等を訪問する際に、裁判に参加することの支障に関する実情を把握するとともに、裁判員制度の意義、裁判員の役割や従業員等が裁判員として参加しやすい職場の環境作りの必要性について理解と協力を求めた(平成20年2月14日現在で4,400か所以上を訪問)。(最高裁判所)

- 日本新聞協会、日本雑誌協会、日本民間放送連盟と事件報道のあり方について意見を交換した。また、平成19年12月、日本弁護士連合会内の議論を「事件報道のあり方に関する検討」を取りまとめ、報道機関の参考とすることを要望した。(日本弁護士連合会)
- 裁判員裁判への参加を容易にする環境整備の実践として、平成19年5月に日本弁護士連合会事務局の就業規則を改正し「裁判員休暇」を導入した。(日本弁護士連合会)

【今後の予定】

- 引き続き、全国の裁判所、検察庁及び弁護士会が連携・協力しながら、幅広い協力を得つつ、経営者団体等の各種団体や企業に対し、説明会等を実施するとともに、裁判員制度に対する理解と協力が得られるよう努める。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)

行動計画	項目	Ⅲ 司法参加のための環境の整備
	具体的施策	2 企業において従業員が裁判員として刑事裁判に参加しやすい環境を整備するための自主的かつ社会的な取組が行われることを促すため、関係機関が1記載のとおり企業等に対して裁判員制度の意義等を説明し協力依頼を行うに際し、企業等の参加を呼びかけるなどの積極的な協力を行う。(経済産業省、関係省庁等)

【実施状況】

- 全国商店街振興組合連合会、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会に対し、裁判員制度の普及啓発に関する協力を要請するとともに、各団体が会員企業向けに発行する機関誌への裁判員制度に関する法務省及び検察庁からの寄稿文を掲載すべく調整を行った。(経済産業省、法務省)
- 平成19年5月に法務事務次官より各省庁宛に発出された裁判員制度の広報啓発活動に関する通知(協力依頼)(Ⅲ-1)等を受け、経済産業省の所管団体222団体に対し、裁判員制度の普及啓発に関する協力を要請した。また、このうち、説明会開催等に関する協力要請を法務省から直接行いたい旨の要請を受けた16団体を紹介した。(経済産業省)
- 経済産業省の本館・別館の1階ロビーに裁判員制度に関するポスター及びパンフレットの掲示を行った。(経済産業省)

【今後の予定】

- 引き続き関係機関と連携し、企業等に対する裁判員制度の普及・啓発に努めるとともに、関係機関の協力依頼に対しては積極的な協力を行う。(経済産業省)

行動計画	項目	Ⅲ 司法参加のための環境の整備
	具体的施策	3 労働者が裁判員の職務を行う場合等が労働基準法第7条の公の職務に該当する旨の通達を発出し、使用者は労働者が裁判員の職務に必要な時間を請求した場合には拒んではならないことについて周知を行うとともに、裁判員の職務を行うために休暇を取得したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止を徹底する。また、裁判員制度が円滑に実施されるためには、裁判員の職務等に対応した休暇制度を導入するなど、労使の自主的な取り組みが促進され、労働者が裁判員として刑

		<p>事裁判に参加しやすい環境が整備されることが重要であるため、その旨周知するなど、法務省、厚生労働省及び最高裁判所が連携して必要な施策を実施する。(法務省、厚生労働省、最高裁判所)</p>
<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 昨年度に引き続き、平成17年9月30日付けで、労働者が裁判員の職務を行う場合が労働基準法第7条の公の職務に該当する旨の通達を発出し、裁判員として裁判に参加するために休暇を取ることが法律で認められているとの解釈を明確にしたことを踏まえ、これについての周知に努めた。(厚生労働省) ● パンフレット(Ⅱ-2)に「裁判員として裁判に参加するために休暇をとることが、法律で認められている。休暇をとったことで会社が不利益な取扱いをすることが禁じられている。」「従業員が裁判員として刑事裁判に参加しやすくするため、各企業において、裁判員になる場合に対応した休暇制度を設けるなど、労使の自主的な取組が行われていることが期待される」旨記載して周知に努めた。併せて、全国各地で開催された労使関係者を対象とするシンポジウムで上記パンフレットを配布したり、経営者団体や個別企業を対象とした説明会を開催するなどして制度への理解を求めた。(法務省、厚生労働省、最高裁判所) <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き、労働者が裁判員の職務を行う場合等が、労働基準法第7条の公の職務に該当する旨及び裁判員の職務に対応した休暇制度の導入に向けての労使の自主的な取組が重要であることなどの周知に努める。(法務省、厚生労働省、最高裁判所) 		

行動計画	項目	Ⅲ 司法参加のための環境の整備
	具体的施策	<p>4 児童の保護者が裁判員の職務等により児童の養育を行うことが一時的に困難になる場合、保育所における「一時保育」・「特定保育」や、児童養護施設等における「子育て短期支援事業」を活用することにより、当該児童を短期間又は夜間に預けることが可能になることから、これらのサービス・事業について広く国民に周知する。また、厚生労働省、法務省及び最高裁判所は連携して、全国各地でこれらのサービス・事業の実施主体との協力体制が構築されるよう努めるなど、これらのサービス・事業が十分活用されるような措置を講ずることにより、児童の保護者が裁判員として刑事裁判に参加</p>

		しやすい環境の整備を図る。(法務省, 厚生労働省, 最高裁判所)
<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童の保護者が裁判員として裁判に参加するに当たり, 保護者のニーズに合った保育のサービスを円滑に実施できるよう, 自治体に対して一時保育等のサービスの整備予定状況の確認等を行い, 保育所における一時保育等のサービスを一層活用するための方策についての検討を行った。 そうした検討を踏まえ, 各自治体に対して, 一時保育の実施時間を裁判が行われる時間帯に対応させるなどといった取扱いについて協力するよう通知することにより働きかけを行った。 また, 児童の保護者が裁判員として裁判に参加するに当たり, 保育のサービスを利用することができることの周知に努めた。(法務省, 厚生労働省, 最高裁判所) <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童の保護者が裁判員として裁判に参加するに当たり, 保護者のニーズに合った保育のサービスを円滑に利用できるよう, 引き続き各自治体に協力を求めるとともに, サービスを必要とする児童の保護者に円滑な情報提供等をするための各自治体と裁判所等の協力体制を構築するように努める。 また, 引き続き, 児童の保護者が裁判員として裁判に参加するに当たり, 保育のサービスを利用することができることの周知に努める。(法務省, 厚生労働省, 最高裁判所) 		

行動計画	項目	Ⅲ 司法参加のための環境の整備
	具体的施策	5 高齢の要介護・要支援者や障害者を介護している者が裁判員の職務等により介護を行うことが一時的に困難となる場合, 通所介護やショートステイ等の利用が可能であることから, これらのサービス・事業について広く国民に周知する。また, 厚生労働省, 法務省及び最高裁判所は連携して, 全国各地でこれらのサービス・事業の実施主体との協力体制が構築されるよう努め, 介護している者が裁判員として刑事裁判に参加しやすい環境の整備を図る。(法務省, 厚生労働省, 最高裁判所)
<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 昨年度に引き続き, 高齢の要介護・要支援者や障害者を介護している者が裁判 		

員として裁判に参加するに当たり、通所介護やショートステイ等利用可能なサービスを円滑に実施できるよう、介護保険制度や障害者自立支援制度に基づく各サービスを一層活用するための方策についての検討を行った。

また、高齢の要介護・要支援者や障害者を介護している者が裁判員として裁判に参加するに当たり、介護のサービスを利用できることの周知に努めた。(法務省, 厚生労働省, 最高裁判所)

- 厚生労働省及び最高裁判所が連携して、障害者自立支援制度を担当する都道府県、政令指定都市の課長が参集する全国主管課長会議等において、裁判員制度の周知に努めた。(厚生労働省, 最高裁判所)
- 一層の周知を図るために、厚生労働省ホームページ中の介護分野のページに裁判員制度に関する情報を掲載した。(厚生労働省)

【今後の予定】

- 介護のサービスを円滑に利用できるよう、サービスの実施主体と裁判所等との協力体制の構築など、各サービスを一層活用するための方策について、更に検討を進める。

自治体に対して、裁判員制度の周知を図るとともに、裁判員等となる高齢の要介護・要支援者や障害者を介護している者が介護のサービスを利用しやすいような体制の構築など、制度の円滑な実施に係る取組について働きかけを行う。

また、引き続き、高齢の要介護・要支援者や障害者を介護している者が裁判に参加するに当たり、介護のサービスを利用することができることの周知に努める。(法務省, 厚生労働省, 最高裁判所)

行動計画	項目	Ⅲ 司法参加のための環境の整備
	具体的施策	6 国民が裁判員として刑事裁判に参加することについて有する不安・要望等を的確に把握した上、既存の制度について、裁判員となる国民のニーズに十分対応し得るかを具体的に検討し、その結果に即して更に必要な措置を講ずる。(法務省, 関係省庁等)

【実施状況】

- 説明会及び各種イベント等(Ⅱ-7)等において、来場者を対象としたアンケート調査を実施し、国民が裁判員として刑事裁判に参加することについて有する不安・要望等を把握するよう努めた。(法務省)

【今後の予定】

- 引き続き、各種行事において、アンケート調査を実施し、国民が裁判員として参加することについて有する不安・要望等の把握と分析に努める。(法務省)

行動計画	項目	IV 国民に対する法教育の充実
	具体的施策	1 「法教育推進協議会」において、「法教育研究会」の報告書の趣旨を踏まえつつ、学校教育における法教育の実践、教育関係者に対する法教育についての研修等について更なる検討を進めるとともに、裁判員制度を題材とした法教育のための教材・資料を作成することなどにより、裁判員制度の導入を見据えた法教育の推進のための基盤整備を図る。(法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会)
<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法務省は、文部科学省、最高裁判所及び日本弁護士連合会の協力を得て、全国において、中学校等の社会科教諭等を対象として、法廷傍聴、裁判員制度に関する説明、法教育等を内容とした教員研修を実施した(IV-4)。(法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会) ● 法務省の法教育推進協議会(及び同協議会裁判員教材作成部会)において制作した、中学校3年生程度を対象とする裁判員教材の普及に努めた。(法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会) ● 平成19年5月24日、25日の小・中学校各教科担当指導主事連絡協議会及び同月31日、6月1日の高等学校各教科担当指導主事連絡協議会において、裁判員制度等の資料を配布するとともに、昨年度実施した「法教育」に関する実践研究について紹介した(II-10、IV-2、IV-4)。(文部科学省) <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 裁判員教材の普及を図る。(法務省) ● 法教育推進協議会における教材の作成に協力していく(協議会には、初等中等教育局教科調査官が委員として参加している。)(文部科学省) 		

行動計画	項目	IV 国民に対する法教育の充実
	具体的施策	2 法教育に有用な教材・資料等を教育委員会や学校に対して提供することにより、学校教育における法教育の充実を図る。また、教育委員会や学校側の要望に応じて、裁判官、検察官及び弁護士が授業の企画や実施等に協力できるよう体制の整備を図る。(法務省, 文部科学省, 最高裁判所, 日本弁護士連合会)

【実施状況】

- 全国の検察庁で、全国の中学、高校等を対象に移動・出前教室を積極的に実施した(平成19年4月から12月までに約540回実施し、対象人数は約2万4,000人)(IV-5)。(法務省)
- 平成19年5月24日、25日の小・中学校各教科担当指導主事連絡協議会及び同5月31日、6月1日の高等学校各教科担当指導主事連絡協議会において、裁判員制度等の資料を配布するとともに、昨年度実施した「法教育」に関する実践研究について紹介した(II-10, IV-1, IV-4)。(文部科学省)
- 裁判員制度ウェブサイト(II-4)のキッズページにおいて、クイズ形式で制度を解説している。また、裁判制度全体をビジュアル的に分かりやすく、かつ親しみやすく説明した小学生向けのアニメーションビデオ、裁判員制度広報用映画「評議」(II-3)、同映画「裁判員～選ばれ、そして見えてきたもの～」(II-3)及び同アニメーション「ぼくらの裁判員物語」(II-3)を、学生を中心とした裁判所の見学会等に使用しているほか、全国の裁判所や図書館で貸出しを行った。
さらに、最高裁判所及び各地の裁判所で、学校からの法廷見学希望や講師派遣依頼に応じて、裁判員制度のみならず、裁判についての解説などを行った(IV-5)。(最高裁判所)
- 平成19年8月4日、弁護士及び教員を対象とした法教育夏季セミナーを開催し、小・中・高等学校各段階における法教育のあり方に関する基調報告や、法教育を積極的にカリキュラムに取り入れている大阪府松原市立中央小学校の授業紹介等により、課題の検討や経験交流を行った。(日本弁護士連合会)
- 法教育に有用な教材・資料等を、学校や各弁護士会に必要な応じ、提供した。(日本弁護士連合会)
- 法務省、最高裁判所、文部科学省及び日本弁護士連合会の共催で、「法教育シンポジウムー未来を拓く法教育 in よこはまー」(平成19年12月2日)を開催した。文部科学省は、各教育委員会に対して周知を図った。また、日本弁護士連合会からは、パネリストとして会員1名を派遣した。(法務省, 文部科学省, 最高裁判所, 日本弁護士連合会)

【今後の予定】

- 全国の検察庁において、引き続き、中学、高校等を対象とする移動・出前教室を積極的に実施する(IV-5)。(法務省)
- 引き続き、教育委員会や学校側の要望に応じて、裁判所、検察庁及び弁護士会が授業の企画や実施等に協力できる体制の整備に努める。(文部科学省)
- これまで制作した映像媒体に加え、平成19年度に制作した裁判員制度広報用映画「審理」(II-3)を活用するとともに、各種の広報行事で上映する。(最高裁判所)
- 引き続き、教師や学生、生徒に対し、法廷傍聴、説明会、出前講義、模擬裁判等を通じて、裁判制度及び裁判員制度に関する周知活動を進める。(最高裁判所)

行動計画	項目	IV 国民に対する法教育の充実
	具体的施策	3 公民館等の社会教育施設等における司法制度・裁判員制度に関する講座の実施にあたり、情報や資料を提供することなどにより、法教育の機会と内容の充実を図る。また、講座開設者側の要望に応じて、裁判官、検察官及び弁護士が講座の企画や実施等に協力できるよう体制の整備を図る。特に、講師派遣に関する具体的な要望に応じられるようにするため、各地の地方裁判所、地方検察庁及び弁護士会が協力して共通窓口を設け、社会教育施設側からの具体的要望に応じた適切な講師を派遣できるよう協力して対応する。(法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会)

【実施状況】

- 引き続き、法務省、文部科学省、最高裁判所の合意に基づき日本弁護士連合会の了解のもと、各地の裁判所、検察庁、弁護士会が協力して共通窓口を設け、公民館等の社会教育施設側からの具体的要望に応じた適切な講師を派遣できるよう協力態勢を整え、これに基づき、全国的に説明会を実施した(平成19年4月から平成19年12月までの間に約270回実施し、対象人数は約1万1,000人)。(法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会)
- 公民館パンフレット「あなたの町の公民館づくり」を作成し、裁判員制度について取り組んでいる地域について紹介した(II-10, IV-4)。(文部科学省)

- 都道府県生涯学習・社会教育主管部課長会議(文部科学省主催,平成19年9月18日開催)等において,上記公民館パンフレット等を配布した(Ⅱ-10,Ⅳ-4)。(文部科学省)
- 公民館等の要望に応じて裁判官等を派遣し,裁判員制度に関する講演を行った。(最高裁判所)
- 市民,学校等に対し,公民館等の社会教育施設等における講座の実施にあたり,裁判員制度及び司法制度全般に関する情報や資料を必要に応じ提供した。(日本弁護士連合会)

【今後の予定】

- 今後,主催する関連会議,各種研修会等の機会に,法教育に関する資料等を配付し,普及を図る(Ⅱ-10,Ⅳ-4)。(文部科学省)
- 引き続き,社会教育施設に対する講師派遣を積極的に実施する。(法務省,最高裁判所,日本弁護士連合会)
- 平成19年度に制作した裁判員制度広報用映画「審理」を全国の公立図書館に配布し,貸出しを依頼する。(最高裁判所)
- 引き続き,公民館等の社会教育施設等における司法制度・裁判員制度に関する講座の実施にあたり,情報や資料を提供することなどにより,法教育の機会と内容の充実を図る。(日本弁護士連合会)

行動計画	項目	Ⅳ 国民に対する法教育の充実
	具体的施策	4 全国都道府県教育委員会連合会,生涯学習・社会教育主管部課長会議など各種研修会等の機会に,法教育に関する資料等を配布するとともに,これら研修等に,裁判官,検察官及び弁護士が協力できるような体制の整備を図ることにより,法教育の機会と内容の充実を図る。(法務省,文部科学省,最高裁判所,日本弁護士連合会)

【実施状況】

- 法務省は,文部科学省,最高裁判所,日本弁護士連合会の協力を得て,全国において中学校等の社会科教諭等を対象として,法廷傍聴,裁判員制度に関する説明,法教育等を内容とした教員研修を実施した(Ⅳ-1)。(法務省,文部科学省,最高裁判所,日本弁護士連合会)
- 公民館パンフレット「あなたの町の公民館づくり」を作成し,裁判員制度について取り組んでいる地域について紹介した(Ⅱ-10,Ⅳ-3)。(文部科学省)

- 都道府県生涯学習・社会教育主管部課長会議(文部科学省主催,平成19年9月18日開催)等において,上記公民館パンフレット等を配布した(Ⅱ-10,Ⅳ-3)。(文部科学省)
- 平成20年2月に,社団法人日本PTA全国協議会の評議員会及び,社団法人全国高等学校PTA連合会総会において,裁判員制度の普及・啓発に関するリーフレットやDVDを配布した。(文部科学省)
- 平成19年5月24日,25日の小・中学校各教科担当指導主事連絡協議会及び同年5月31日,6月1日の高等学校各教科担当指導主事連絡協議会において,裁判員制度等の資料を配布するとともに,昨年度実施した「法教育」に関する実践研究について紹介した(Ⅱ-10,Ⅳ-1,Ⅳ-2)。(文部科学省)
- 平成19年7月から,全国各地において法務省,最高裁判所及び日本弁護士連合会の共催により裁判員制度及び法教育の理解を深めることを目的とする教員対象の研修を実施した。これに伴い,日本弁護士連合会では研修を行う会員を対象としたバックアップ研修及び意見交換会を各弁護士連合会毎に順次開催した。(日本弁護士連合会)

【今後の予定】

- 引き続き,教員研修を発展・拡大させ,文部科学省の協力を得て,中学校等の社会科教諭等を対象とした裁判員制度等に関する研修を実施する。(法務省,文部科学省,最高裁判所,日本弁護士連合会)
- 今後,主催する関連会議,各種研修会等の機会に,法教育に関する資料等を配付し,普及を図る(Ⅱ-10,Ⅳ-3)。(文部科学省)

行動計画	項目	Ⅳ 国民に対する法教育の充実
	具体的施策	5 法廷傍聴・模擬裁判や出前講義等の機会を積極的に設け,裁判官,検察官及び弁護士が法教育に関与し得るよう努める。(法務省,最高裁判所,日本弁護士連合会)

【実施状況】

- 全国の検察庁において,全国の中学,高校等を対象に移動・出前教室を積極的に実施した(平成19年4月から12月までに約540回実施し,対象人数は約2万4,000人)(Ⅳ-2)。(法務省)
- 全国各地において,法廷傍聴時の解説,模擬裁判や出前講義等を行い,裁判官も積極的に関与して,裁判員制度のみならず,裁判についての解説等を行った(Ⅳ-2)。(最高裁判所)

- 平成19年8月18日、高校生に刑事手続の意味や刑事裁判の原則を広く理解してもらうために「第1回高校生模擬裁判選手権」を東京と大阪で開催した。(日本弁護士連合会)
- 岡山県弁護士会が「夏期ジュニアロースクール」、仙台弁護士会が「サマースクール2007」を学校の夏期休暇期間中に、それぞれ開催し、中高生が裁判員裁判を体験した。(日本弁護士連合会)

【今後の予定】

- 全国の検察庁において、引き続き、中学、高校等を対象とする移動・出前教室を積極的に実施する(Ⅳ-2)。(法務省)
- 引き続き、法廷傍聴、説明会、出前講義、模擬裁判等を通じて、裁判制度及び裁判員制度に関する周知活動を進める。(最高裁判所)
- 法廷傍聴・模擬裁判や出前講義等の取組を強化するとともに、社会科見学等での裁判員制度への説明等の機会を充実する。(日本弁護士連合会)
- 第2回高校生模擬裁判選手権を平成20年度中に開催する。(日本弁護士連合会)

行動計画	項目	V 裁判員制度の運用を支える人的・物的基盤の整備
	具体的施策	1 裁判員制度導入後の円滑な刑事裁判手続の運用を確保しつつ、手続検討や広報のための模擬裁判を全国各地で早期に実施できるようにするため、法廷を中心とした裁判所諸施設の改修等の物的基盤を整備するとともに、必要な人員の確保等の人的基盤を整備する。(最高裁判所)

【実施状況】

- 裁判員裁判用法廷をはじめとする裁判員制度関連施設の整備を進めており、平成20年3月末現在で、50庁において、裁判員裁判用法廷が1室は完成しているほか、奈良、岡山、山形等の32庁において、評議室等の裁判員制度関連施設の整備が完了している。

また、制度発足時の平成21年度に向けて、計画的に人的態勢の整備を行っていく必要があることを踏まえ、平成20年度予算案には、裁判員制度導入の態勢整備等を増員要求の理由とし、裁判官75人及び書記官120人の増員を計上した。(最高裁判所)

【今後の予定】

- すべての裁判員裁判実施庁において、平成19年度までに施設整備予算が計上されており、裁判員裁判の実施に必要な関係室の整備は、平成21年3月までに完了するように工事を進めているところである。
また、人的基盤についても、今後とも訴訟事件等の適正かつ迅速な処理を図るとともに、裁判員制度導入の態勢を整備するため、しかるべき増員を継続していく。(最高裁判所)

行動計画	項目	V 裁判員制度の運用を支える人的・物的基盤の整備
	具体的施策	2 裁判員候補者名簿調製作業における関係諸機関との連携及び裁判員選定事務の効率化によって、質問事項や呼出人数の絞り込みを図り、裁判員候補者たる一般国民の負担を軽減する。(最高裁判所)

【実施状況】

- 平成18年11月に公表した、国民の負担にできるだけ配慮した選任手続のイメージ案を基本としつつ裁判員制度の実施に必要な諸規定を盛り込んだ最高裁判所規則を平成19年6月に制定した。また、国民の負担に配慮した選任手続を構築するための取組の一環として、国民の生活状況等の事情を詳細に把握・分析し、辞退事由の判断のための資料を充実すべく、グループインタビューを実施した。(最高裁判所)
- 裁判員候補者予定者名簿については、市町村選管から電子データで裁判員候補者予定者名簿の送付を受けられるよう、受け手(裁判所)の側におけるシステム開発を進めてきた。(最高裁判所)

【今後の予定】

- 上記最高裁判所規則を踏まえて、更に運用の詳細を詰めていく。また、円滑かつ確実に裁判員候補者予定者名簿の送付を受けられるよう、各地方裁判所と各市町村との間の連携を強めていく。(最高裁判所)

行動計画	項目	V 裁判員制度の運用を支える人的・物的基盤の整備
	具体的施策	3 裁判員制度導入後の円滑な刑事裁判手続の運用を確保するため、必要な人員の確保に努めるとともに、各検察庁の実情に応じて人材養成の観点を含め必要な体制の整備を図る

		など、人的基盤を整備する。(法務省)
<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 検察庁においては、裁判員制度の実施を見据え、対象事件の捜査・公判立会を円滑に遂行できるよう、所要の態勢整備を行っている。 <p>なお、平成20年度予算案には、治安の回復及び司法制度改革の推進等に適切に対応していくため、検察庁職員269人の増員を計上しているほか、裁判員制度を円滑に実施するための検察官及び検察事務官に対する研修経費を計上している。(法務省)</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法務省・検察庁は、引き続き、裁判員制度の実施を見据え、対象事件の捜査・公判立会を円滑に遂行できるよう、所要の態勢整備等を行う。(法務省) 		

行動計画	項目	V 裁判員制度の運用を支える人的・物的基盤の整備
	具体的施策	4 各弁護士会の実情把握のための調査、弁護士の業務態勢の検討、弁護士会が設置する公設事務所の拡充、日本司法支援センターの契約弁護士(常勤弁護士を含む)の確保などにより、裁判員の参加する刑事裁判に適切に対応できる弁護士の体制を整備する。(日本弁護士連合会)
<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本司法支援センターに常時勤務し、被疑者及び被告人国選弁護制度などを担う常勤スタッフ弁護士を96名確保した(平成20年2月1日時点、平成19年度末までに採用を予定する者を含む。)(日本弁護士連合会) ● 常勤スタッフ弁護士の確保に向けた取組として、日本司法支援センターの意義や常勤スタッフ弁護士の役割等を説明する各種企画を実施し、パンフレット等を作成して、司法修習生(予定者を含む。)に配布した。(日本弁護士連合会) ● 平成19年7月に全国の弁護士会を衛星中継で結び「裁判員裁判に勝つ」と称して公判弁護技術に関する研修を実施した。(日本弁護士連合会) ● 平成19年12月から平成20年3月にかけて、「裁判員裁判弁護のあり方に関する意見交換会(第2弾)」を全国9か所で開催し、約550名の会員の参加があった。(日本弁護士連合会) ● 平成20年1月12日から14日にかけて「第1回法廷弁護指導者養成プログラム」を早稲田大学において開催し、全米公判弁護協会(NITA)から派遣された講師の指導のもと実践的な研修が実施された。なお、本研修の実施後に各弁護士会にお 		

いて同様の研修が実施されている。(日本弁護士連合会)

- 平成20年3月17日、全国の弁護士会を衛星中継で結び「公判前整理手続」に関する会員向け研修を実施した。(日本弁護士連合会)
- 全国の弁護士会の弁護士会における研修への講師派遣体制を整備した。(日本弁護士連合会)

【今後の予定】

- 引き続き、各弁護士会の実情把握のための調査、弁護士の業務態勢の検討、弁護士会が設置する公設事務所の拡充、日本司法支援センターの契約弁護士(常勤スタッフ弁護士を含む。)の確保、常勤スタッフ弁護士及びその希望者を一定期間養成する「常勤スタッフ弁護士養成事務所」の確保などにより、裁判員の参加する刑事裁判に適切に対応できる弁護人の体制の整備に向けた取組を、強化する。(日本弁護士連合会)
- 裁判員裁判に適切に対応できる弁護人の体制の整備に向けた取組を、より一層強化する。各弁護士会において裁判員裁判を担える弁護士を養成することとし、具体的な人員を目標に掲げて実現する。(日本弁護士連合会)
- 引き続き、弁護実践のためのマニュアル、資料集等を作成して全会員に配布する。(日本弁護士連合会)
- 日本弁護士連合会会員ホームページの研修サイトにおいて過去に実施した裁判員裁判に関する研修映像を視聴できるようにしているが、より利用しやすくするために一元化して「裁判員裁判研修ライブラリー」とする。(日本弁護士連合会)